



鴨川市会計年度任用職員の報酬等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 9 月 15 日

鴨川市長

佐々木 久之

鴨川市規則第 35 号

鴨川市会計年度任用職員の報酬等の支給に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市会計年度任用職員の報酬等の支給に関する規則（令和2年鴨川市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1事務補助員の項時間額（任用時）の欄中「1,140円」を「1,195円」に改め、同項時間額（上限額）の欄中「1,155円」を「1,195円」に改め、同表介護相談員の項、介護度重度化防止推進員の項、家庭相談員の項及び母子・父子自立支援員の項中「1,185円」を「1,195円」に改め、同表特別支援教育支援員の項、学習支援員の項及び教育補助員の項中「1,190円」を「1,195円」に改め、同表用務員の項、作業員の項及び運転手の項中「1,140円」を「1,195円」に改め、同表調理師の項中「1,155円」を「1,195円」に改め、同表窓口事務員の項中「1,165円」を「1,195円」に改め、同表歯科助手の項中「1,171円」を「1,195円」に改め、同表薬局補助員の項中「1,158円」を「1,195円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。